

福運整第 5 3 1 号の 2
福運輸第 4 5 8 号の 2
令和 4 年 1 0 月 2 8 日

自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
(公 印 省 略)

令和 4 年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施について

標記について、令和 4 年 1 0 月 3 日付け東自旅一第 3 7 8 号、東自貨第 2 3 3 号、東自監第 1 3 3 号、東自整第 9 0 号及び東自保第 5 1 号により、自動車交通部長及び自動車技術安全部長より別添のとおり通知があったので、事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

東自旅一第 3 7 8 号
東自貨第 2 3 3 号
東自監第 1 3 3 号
東自整第 9 0 号
東自保第 5 1 号
令和 4 年 1 0 月 3 日

福島運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公 印 省 略)
自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

令和 4 年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、令和 2 年度より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施して積極的に取り組んできたところであるが、東北地域において、令和 3 年度の大型車の車輪脱落事故は前年度より 2 件増の 4 5 件が発生しており、6 年連続の全国ワースト 1 となるなど危機的な状況であることを重く受け止める必要がある。

今年度においては、これまで取り組んできた対策等について考察を行い、より効果的な取り組みを行うため、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和 4 年度緊急対策の実施について」（令和 4 年 9 月 3 0 日付け国自安第 8 4 号、国自貨第 8 3 号及び国自整第 1 4 9 号）別添 1「大型車の車輪脱落事故防止「令和 4 年度緊急対策」」により取り組むとともに、「令和 4 年度緊急対策」2.（3）地方独自の実施事項として東北運輸局の「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を別添実施要領に基づき行うこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

大型車の車輪脱落事故防止「令和 4 年度緊急対策」

1. 緊急点検の実施

令和 4 年 2 月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、「自動車の点検及び整備に関する手引き」に規定されているタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されている。

これらの状況を踏まえ、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための大型車の緊急点検を要請する。なお、効果的な緊急点検の実施ため、対象となる車両の選定を行う。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。
- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作

業及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業の実施。
 - 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
 - ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。
- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。
- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、市販化されているホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼する。
- (4) 全日本トラック協会においては、トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。
特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)を心がけ実施すること。

● **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。
特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について周知すること。
特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。
- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状

がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。

- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナットマーカ―（ホイール・ナット回転指示インジケーター）の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業者においても、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組みよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)の確実な実施を周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (2) 日本自動車工業会においては、上記(1)に加え、以下の事項について実施する

- ① 1. の取組にあたっては、緊急点検の実施に必要なホイール・ナットの無償提供を行うこと。
- ② ホイール・ナットマーカ―（ホイール・ナット回転指示インジケーター）を配布すること。

● 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることについて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和4年10月から令和5年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

6. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケーター）による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の「お・ち・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさない！脱落防止はまず点検。
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段。
2. ち・・・ちゃんと清掃、ちゃんと給脂！
 - ボルト、ナットのさびや汚れを落とし、エンジンオイル等を塗布する。
ナットをボルトの奥まで回転させた時、ナットやワッシャがスムーズに回転するか点検する。
 - ワッシャが固着していたり、外れかかっている場合は、ナットを交換する。

3. な・・・ナットを締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付ける。
- 初期なじみのため、タイヤ脱着後50～100km走行後を目安に増し締めを実施する。

4. い・・・1日1回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て、手で触って点検する。
- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検する。

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和４年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和４年１０月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両の緊急点検を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙３のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 令和４年１０月から、大型車の緊急点検を実施しますので、対象車両あてに郵送するダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者が実施してください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

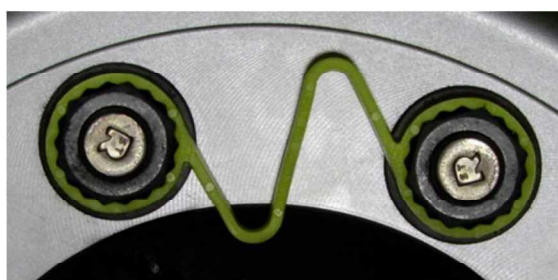
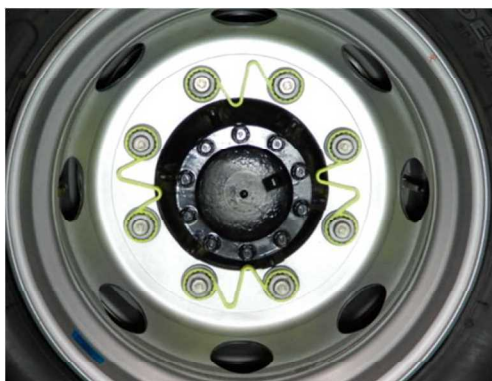
依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙２の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
 - ・ 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注１)を施す、又は、ホイールナットマーカを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注２)を確実に確認してください。

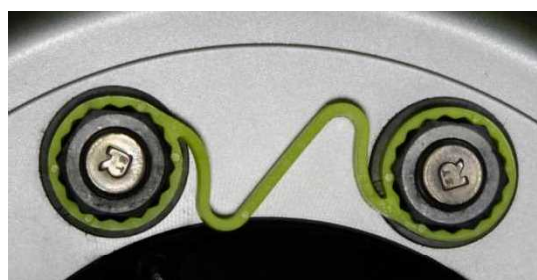
注１ ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注２ ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和4年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両について緊急点検の実施を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 令和4年10月から、大型車の緊急点検を行いますので、対象車両あてに郵送されるダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者に実施させてください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和

年

月

日

実施箇所		確認・作業内容	結 果 (実施✓・交換×)
清掃 の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検 の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類 塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m

保 守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	
--------	---------------	---------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者(運転者)名

運行管理者(補助者)確認欄

整備管理者(補助者)確認欄

実施日 令和 年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ（踏みしろ）		
	原動機（エンジン）	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
	○ ブレーキ・バルブ	排気音		
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落	
			ボルト付近さび汁	
			ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
	異状な摩耗			
	※ 溝の深さ			
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。
□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。
注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

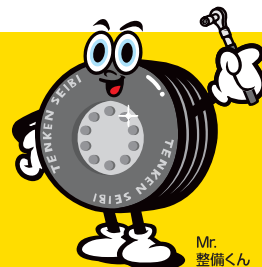
「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！

脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



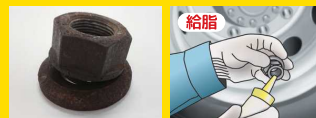
Mr.
整備くん

ち

ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)

ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



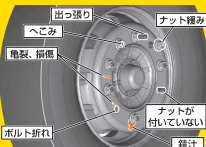
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケーター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

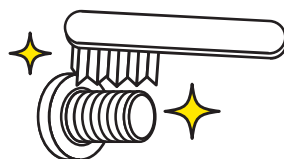
ホイールボルト、ナットのねじ
部と、ナットとワッシャーとの
すき間にエンジンオイルなど
指定の潤滑剤を薄く塗布し、
回転させて油をなじませ
ます。ワッシャーがスムーズに
回転するか点検し、スムーズ
に回転しない場合はナットを
交換してください。ナットの
座面(ディスクホイールとの
当たり面)には塗布しないで
ください。



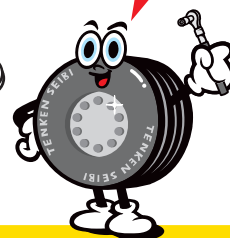
ナットとワッシャー
との隙間への注油も
忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、ハブ
取付面(ISO方式では、ハブ
のはめ合い部も)、ホイール
ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、
追加塗装などを取り除きます。



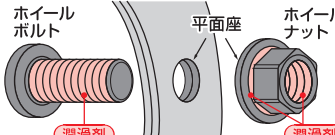
ホイールナット
締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



令和4年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」実施要領

1. 緊急点検の実施

東北運輸局及び各運輸支局は、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」において実施する緊急点検について、確実な実施に向けた周知等を図る。

2. 実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 東北運輸局は、車輪脱落防止にかかる特別ページを設置するとともに、局Twitter等に車輪脱落事故防止にかかる情報を展開する。
- ② 東北運輸局及び各運輸支局は、ポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ③ 各運輸支局は、整備管理者研修、整備主任者研修及び自動車検査員研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知徹底を図る。
- ④ 東北運輸局は、次の関係機関に対して協力依頼する。
 - 地方整備局
 - ・道路上に設置された電光掲示板を用いた啓発活動を依頼する。
 - ・道の駅におけるポスターの掲示及びチラシの設置を依頼する。
 - NEXCO 東日本
 - ・SA、PAに設置されたデジタルサイネージを用いた啓発活動及びポスターの掲示及びチラシの設置を依頼する。
- ⑤ 各運輸支局は、次の関係機関に対して協力依頼する。
 - 各県道路管理者
 - ・道路上に設置された電光掲示板を用いた啓発活動を依頼する。
 - ・県管理の施設におけるポスター掲示及びチラシの設置を依頼する。
 - 各県労働局
 - ・各労働基準監督署の立ち入り調査時に、事業者にチラシを渡すことによる車輪脱落防止の注意喚起を依頼する。
 - 安全運転管理者講習実施機関
 - ・安全運転管理者講習を実施している機関（各県安全運転管理者協会等）に対して、受講者にチラシを渡し車輪脱落防止の注意喚起を依頼する。
 - 各県交通安全対策協議会
 - ・支局役職者が委員又は幹事となっている各県交通安全対策協議会等において、交通安全県民運動等の際に、車輪脱落防止の注意喚起を依頼する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各運輸支局は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
なお、トルクレンチを用いた点検を行ったうえで、大型車の運転者に対してヒ

アリングを行う街頭検査は、街頭点検と表記し、事前プレス発表したうえで実施する。

- ② 各運輸支局は、車輪脱落事故を発生させた大型車の使用者に対して、事故直前の車輪脱着歴等についての詳細調査を実施するとともに、可能な場合には、実態調査として、現車の確認を行う。
- ③ 各運輸支局は、運送事業者に対して、取組状況を確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 各運輸支局は、大型車を取り扱う指定工場の監査時に実態等のヒアリングを実施する。
- ⑤ 各運輸支局は、次の関係団体等に対して、積極的な取組を実施するよう協力要請する。

なお、各県の実情に応じて、関係団体等を集めた対策会議（説明会）を開催する等により、各団体と意思の疎通を図り、連携して対応できるよう配慮するものとする。

○地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という）

- ・地方実施機関が巡回指導の際、貨物運送事業者が行っている取組状況を確認するとともに、取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導を行うよう要請する。

○各県トラック協会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」）の周知徹底を図るよう要請する。
- ・車輪脱落事故防止に関する決起集会（研修会等）が開催される場合にあっては、可能な限り、支局からも参加して、車輪脱落事故防止に関する講義の実施や、支局長メッセージの読み上げ等、支局と連携して取り組むよう要請する。

○各県バス協会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」）の周知徹底を図るよう要請する。

○各県自家用自動車協会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」）を周知するよう要請する。

○各県自動車整備振興会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」）を周知するよう要請する。
- ・整備工場の取り組みとして、タイヤ脱着車両の大型車の運転者に対し、増し締め等の事故防止対策の周知を徹底するとともに、状況に応じて大型車の使用者に対して「増し締めを実施したか」を電話等で確認する活動を要請する。

○各県自動車車体整備協同組合

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、組合員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」）を周知するよう要請する。

○日本自動車販売協会連合会各県支部

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」）を周知するよう要請する。特に、大型車販売店へ来店する運転者に対し、事故防止対策の確実な実施について働きかける。

○各県石油商業組合

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、組合員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」）を周知するよう要請する。

○各県のタイヤメーカー大手4社の販売拠点

（大手4社とは、株式会社ブリヂストン、住友ゴム工業株式会社、横浜ゴム株式会社、TOYO TIRE 株式会社です。）

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、提携のタイヤショップに対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」）を周知するよう要請する。
- ・タイヤショップの取り組みとして、タイヤ脱着車両の大型車の運転者に対し、増し締め等の事故防止対策の周知を徹底するとともに、状況に応じて大型車の使用者に対して「増し締めを実施したか」を電話等で確認する活動を要請する。

（3）「東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会」との連携

東北運輸局及び各運輸支局は、事業用大型車の車輪脱落事故防止対策の推進を目的として設置される「東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会」が策定した事故防止対策の実施等について、連携して取り組むものとする。

3. キャンペーンの実施期間

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和4年10月から令和5年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として東北地域独自に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

4. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

5. 報告

各運輸支局は、取り組み状況について、別途指示する方法により運輸局に報告する。